

喫煙室を設置、改修する際の相談窓口

受動喫煙防止対策助成金

令和3年度内の申請ができますが、予算額に達すると終了となります。
要件がありますので、工事実施前に下記の申請先へご相談ください。

- 申請先：○労働者災害補償保険に加入の事業者の方
⇒宮城労働局 健康安全課 (TEL: 022-299-8839)
○労働者災害補償保険による助成対象外（いわゆる「一人親方」）となる生活衛生関係事業者の方
⇒宮城県生活衛生営業指導センター (TEL: 022-343-8763)

税制措置

令和4年3月31日までに、認定経営革新等支援機関等（商工会議所等）による、経営改善に関する指導に基づいて、一定の要件を満たした経営改善設備の取得を行った場合に、取得価額の特別償却(30%)又は税額控除(7%)が適用されます。要件がありますので、下記の各窓口へご相談ください。

受付期間：令和4年3月31日まで
相談先：都道府県中小企業団体中央会、商工会議所等

専門家の相談窓口

喫煙室の設置、改修について、依頼者の事業所を訪問して実地指導・助言を行います。
詳しくは、下記の厚生労働省ホームページをご覧ください。

厚生労働省 受動喫煙対策 [検索](#)

改正健康増進法に関する詳細は厚生労働省のホームページ・コールセンターへ！！

厚生労働省の受動喫煙対策 特設サイト「なくそう！望まない受動喫煙。」

改正健康増進法のポイントが掲載されています。各種標識のダウンロードもできます。

なくそう！望まない受動喫煙 [検索](#)

受動喫煙に係るコールセンター

改正健康増進法に関するご質問・ご意見等を受け付けています。
詳しくは、下記の厚生労働省ホームページをご覧ください。

厚生労働省 受動喫煙対策 [検索](#)

既存特定飲食提供施設が喫煙可能室を設置する場合は、仙台市へ届出が必要です

喫煙可能室設置に関する届出について

既存特定飲食提供施設（B）は、経過措置として店内の全部または一部を喫煙可能とする「喫煙可能室」を設置することができます。この経過措置の適用を受ける場合は、仙台市へ届出が必要です。

届出様式：「喫煙可能室設置施設 届出書」に必要事項をご記入・押印の上、下記までご提出ください。
様式は下記仙台市ホームページからダウンロードできます。

仙台市 受動喫煙防止対策 [検索](#)

添付書類：「喫煙可能室設置施設 届出書」チェックシート
（図面・営業許可書の写し等は添付の必要ありません）

届出方法：郵送（切手代はご負担ください）または窓口へ持参。

提出先：〒980-8671 仙台市青葉区国分町3-7-1 仙台市役所本庁舎8階 健康政策課

受付時間：8:30~12:00、13:00~17:00（土日・祝日・年末年始除く）

お問い合わせ

仙台市 健康福祉局 保健衛生部 健康政策課
TEL: 022-214-8198 E-mail: fuk005520@city.sendai.jp

（令和3年2月仙台市健康政策課作成）

受動喫煙防止対策 マナーからルールへ！

2020年4月からスタート！



① 重要なお知らせ ①

2020年4月1日から

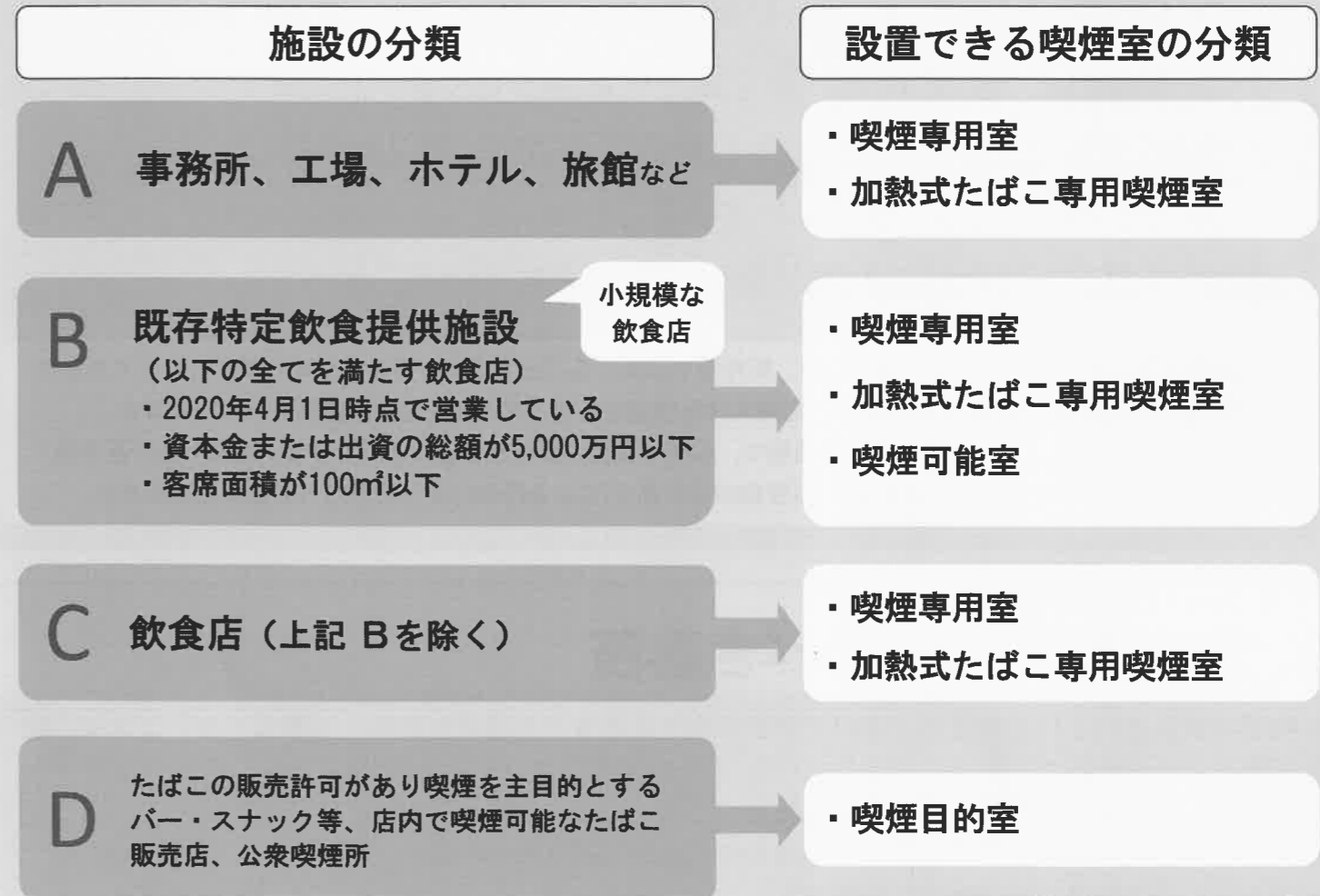
2人以上の人が利用する **全ての施設** が **原則屋内禁煙** に！

※学校、児童福祉施設、病院、行政機関の庁舎等は敷地内禁煙（2019年7月1日から）



▽ 施設の分類と対策 ▽

喫煙を認める場合は、以下の喫煙室の設置が可能です。



詳しい対策・基準は次のページへ

△ 喫煙室を設置する場合の対策・技術的基準

- ① 仙台市が立入検査による現地確認を行うことがあります。
- ② 義務に違反すると罰則が科される場合があります。

- A：事務所、工場、ホテル、旅館 など
- B：既存特定飲食提供施設
- C：飲食店（上記 Bを除く）
- D：たばこの販売許可があり喫煙を主目的とするパー・スナック等、店内で喫煙可能なたばこ販売店、公衆喫煙所

1. 喫煙室は利用者、従業員ともに20歳未満は、終日立入り禁止



2. 標識の掲示

施設に喫煙室がある場合は、施設の主な出入口と喫煙室の出入口に標識を掲示すること

例
施設に
掲示する
場合



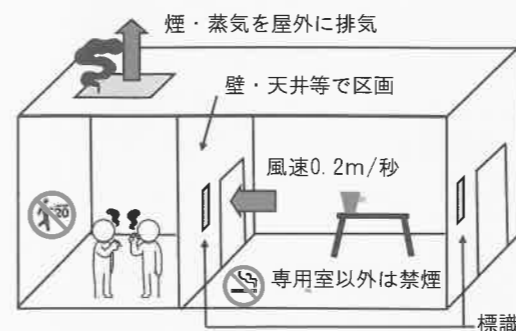
3. 喫煙室以外の屋内の場所にたばこの煙を出さない 以下の3点、全ての基準を満たす必要があります。

- ① 喫煙室の出入口は、室外から室内への風速が0.2m/秒以上であること
- ② 壁・天井等によって区画されていること
- ③ 換気扇などでたばこの煙が屋外に排気されていること

- ・施設内が複数階に分かれている場合、壁、天井等で区画することで特定の階を喫煙室とすることができます。
- ・既存特定飲食提供施設(B)の飲食店で、店舗全体を喫煙可能室とする場合は②の基準のみとなります。
- ・2020年4月1日時点で既に存在している建物で、店舗や会社の責任とすることができない理由で③の基準を満たせない場合は、脱煙機能付きブース(性能の要件あり)による浄化によって室内への排気も可能です。

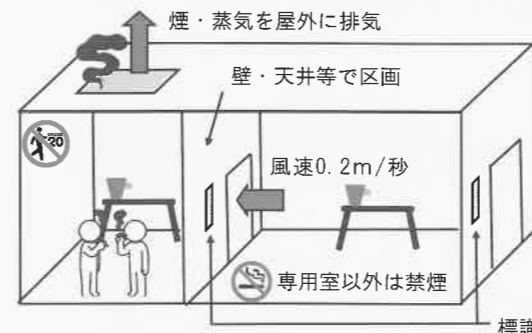
4. お店や事務所などの分類で設置できる喫煙室が異なります

【喫煙専用室】 A・B・Cの施設で設置できます



- ・たばこを吸うことのみできる場所です。
- ・室内で飲食はできません。
- ・施設(屋内)の一部に設置することができます。
- ・椅子や自動販売機等の設置はできません。

【加熱式たばこ専用喫煙室】 A・B・Cの施設で設置できます



- ・加熱式たばこのみ吸うことができる場所です。
 - ・室内で飲食等ができます。
 - ・施設(屋内)の一部に設置することができます。
- 【設置する場合】
- ・お店の広告・宣伝をするときは「加熱式たばこ専用喫煙室」を設置していることを明示する必要があります。

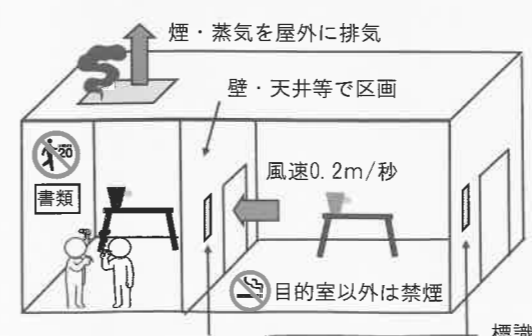
【喫煙可能室】 Bの施設でのみ設置できます



※施設の全部を喫煙可能とする場合は必須ではありません

- ・たばこを吸いながら飲食できる場所です。
 - ・施設の全部または一部に設置できます。
- 【設置する場合】
- ・仙台市へ「喫煙可能室設置施設 届出書」の提出が必要です。
 - ・客席面積、資本金または出資金の額がわかる資料を施設に備える必要があります。
 - ・お店の広告・宣伝をするときは「喫煙可能室」を設置していることを明示する必要があります。

【喫煙目的室】 Dの施設でのみ設置できます



- ・たばこの販売許可があり、主食を主として提供していないお店が設置できる場所です。
 - ・たばこを吸いながら飲食できる場所で、お店の全部または一部に設置できます。
- 【設置する場合】
- ・たばこ販売許可通知書(写し可)をお店に備える必要があります。
 - ・お店の広告・宣伝をするときは「喫煙目的室」を設置していることを明示する必要があります。

△ 全ての施設で守るべき義務

- 喫煙が禁止されている場所に、使用できる状態で灰皿などの器具や設備を設置してはいけません。
- 喫煙室以外の場所で、たばこを吸っている(または吸おうとしている)人がいたら、吸うのをやめさせるか、その場から退出することを求めるよう努めなければなりません。
- 施設の外に喫煙所を設置する場合は、出入口付近や人通りの多い場所を避けるなど、受動喫煙が生じないように配慮しなければなりません。